

文化庁及び文化関係独立行政法人

(国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会)

京都移転の提案

平成27年12月

京都府

京都市

京都商工会議所

「政治・経済」と「文化」の二元化による文化力の発現

- 政治・経済が集中する東京では、どうしても他の分野への関心が二次的になりかねない。このため、特定分野の蓄積のある地で、個々の分野の特性を活かした行政を行うことが、日本全体の発展に効果的
→東京から移転することで、その行政分野への関心が高まり、質の向上が期待できる
- 文化庁等を日本文化を創り出してきた京都に移転し、文化を軸にした国内外との大交流を生み出す、東京とは異なる価値を持つもうひとつの日本の交流拠点＝「文化首都」を実現



「政治・経済」と「文化」の双眼構造による
経済・文化両面から日本創生を！

河合隼雄 元文化庁長官【関西元気文化圏構想趣意書(H15.5)抜粋】

今は政治、経済、そして文化もが東京に一極集中しすぎています。それゆえに、各地域の方々が持っている底力が、下の方に沈んでしまっていて見えないだけなのです。これを表に見えるようにすることができれば、きっと日本は元気になれる。

京都の文化資源を活用することにより、以下の分野における政策の質向上が期待される

1 文化振興の企画立案機能の向上

2 文化財行政の企画立案及び業務執行能力の向上

3 文化の国際発信機能の向上

4 文化行政に携わる方々の感性の向上

○ 日本の歴史や伝統の蓄積を基盤にした伝統的な文化の継承事業や新しい文化創造事業の企画立案機能の向上

京都に蓄積された文化資源を活用して文化振興策を企画立案することで、日本の伝統文化の再認識や、伝統に基づく新たな文化の創造など、日本文化のさらなる発展に寄与

(京都の文化資源を活用した文化振興策の例)

- ・「古典の日に関する法律」制定(H24.9):全国へ古典を普及・浸透(源氏物語千年紀事業を契機として)
- ・「琳派400年記念祭」の開催:21世紀琳派の開花を目指し、京都国立博物館をはじめ官民で文化事業を展開
- ・「和食」のユネスコ無形文化遺産登録(京都から登録を提唱):和食文化の高等教育機関設立構想など、和食文化を普及・啓発

○ 舞台芸術、現代芸術、映画・映像等のコンテンツ分野の振興も十分可能

舞台芸術、現代芸術、映画・映像等のコンテンツ分野についても京都にも集積や人材育成の基盤があり、現代的な文化振興も十分担える

(上記分野の振興策の例)

- ・ KYOTO CMEX(映画・アニメ等のコンテンツを担う人材を、映画祭等の事業を通じて育成)
- ・ 京都国際舞台芸術祭(次世代を担う舞台アーティストを育成)
- ・ 京都国際現代芸術祭(世界の第一線で活躍するアーティストが集結。歴史ある建物で現代芸術作品を展示)

○ 国宝等文化財の現場に近く、文化財行政の執行能力が向上

文化財が集積し、文化財保存技術に係る人材の層も厚い京都・関西は、文化財保存現場が身近にあることから、効率的な業務執行や職員の資質向上に寄与

- 国宝の約5割、重要文化財の約4割は関西に集積
 建造物: 国宝の約7割、重文の約4割
 美術工芸品: 国宝の約5割、重文の約5割
- 重要無形文化財等を除き、国指定文化財の多くが関東よりも関西に集積
- 世界文化遺産(関西5件、関東2件)
- 国宝・重要文化財の保存修理を受託できる職員(宮大工)を有しているのは京都府、奈良県のみ

	国宝			重要文化財(※1)			重要無形文化財(※2)
		うち建造物	うち美術工芸品		うち建造物	うち美術工芸品	
関東(7都県)	322 (29.4%)	12 (5.4%)	310 (35.5%)	3,545 (27.2%)	273 (11.2%)	3,272 (30.8%)	59 (51.3%)
関西(6府県)	601 (54.8%)	159 (71.6%)	442 (50.6%)	5,825 (44.6%)	1,028 (42.2%)	4,797 (45.2%)	20 (17.4%)

	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	史跡(※3)	名勝(※3)	天然記念物(※3)
関東(7都県)	23 (10.6%)	35 (12.1%)	263 (15.2%)	29 (8.1%)	73 (7.5%)
関西(6府県)	22 (10.2%)	36 (12.4%)	383 (22.2%)	99 (27.7%)	76 (7.8%)

	重要文化的景観	重要伝統的建造物群保存地区
関東(7都県)	1 (2.0%)	6 (5.5%)
関西(6府県)	13 (26.0%)	19 (17.3%)

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む
 ※2 重要無形文化財の数字は、保持者人数
 ※3 史跡、名勝、天然記念物はそれぞれ、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物を含む
 出典:文化庁ホームページ公開資料(H27.11.1現在)

○ 文化財活用についての企画立案機能の向上

京都は世界文化遺産をはじめとした文化資源を活用した地域活性化の先進地であり、官民にノウハウが蓄積。文化庁等による効果的な文化財保存活用策の企画立案に寄与

(例)

- 外国人観光客の京都市への来訪動機の大半が文化: 寺院・神社、名所・旧跡87.5%、世界文化遺産57.5%、日本料理43.6%、庭園38.1%、伝統文化鑑賞・体験31.1%など(複数回答、出典: 京都観光総合調査(平成26年)(京都市))
- 日本文化財保存修復国際センター構想: 文化資源の保存・修復、保存技術等を継承する人材育成、文化財を活用した地域づくりなどを担う総合拠点を設置する構想。官民協力による文化財修復基金を創設
- 「京都非公開文化財特別公開」(S40～、通算68回): 京都市内各所で一斉に文化財愛護啓発のため文化財を公開

○ 文化豊かな京都から、日本文化を強力に海外に発信

有形無形の文化財が重層的に存在する京都において文化庁等が文化交流や文化発信事業を行うことで、海外の文化人・文化行政関係者等に日本の伝統文化に触れていただくことができ、日本文化の海外発信に大きく寄与

- (例)
- ・ ユネスコの世界文化遺産(寺社城)など地域資源を活用した国際会議等の開催(二条城、清水寺、平等院、金閣寺、上賀茂神社など)
 - ・ 伝統産業・文化体験プログラム等エクスカージョンの提供による文化発信

○ 京都の海外発信の基盤と実績

京都には、京都迎賓館、国立京都国際会館、国立国会図書館関西館をはじめとした交流インフラと多くの国際会議の開催実績があり、海外発信基盤は十分に備えている

- (例)
- ・ 日本初となる「世界博物館大会」の開催(H31秋):ICOMが3年に1回。117カ国、約2,500人の専門家が参加予定
 - ・ 世界初となる「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の開催(H28.10)
: 日本政府と世界経済フォーラムとの連携によるスポーツ・文化の国際貢献等を議論する国際会議
 - ・ 日本初となる「第3回世界水フォーラム」の開催(H15.3、183カ国約24,000人参加)
: 3年に1回、世界中の水関係者が集い、地球上の水問題解決に向けた議論や展示などが行われる世界最大級の国際会議

○ 暮らしに根付いた文化や伝統芸能等に日常から触れることにより、文化行政に携わる方々の感性が磨かれ、その研さんに寄与

京都には、世界遺産になった寺・神社・城などの文化財が身近にあり、四季を感じさせる伝統行事や歳時記など、まちや生活の中に文化が息づいている。文化庁等の京都移転により、文化行政に携わる方々が日常的に文化に触れることで、感性が磨かれ、研さんに寄与できる

近藤誠一 前文化庁長官【京都新聞対談記事(H27.11.7)抜粋】

生活の中の文化は住まないと分からない。せめて文化庁だけでも京都に移転し、職員が実際に住んで文化を体験して味わって政策に反映させなければ。東京にいと、頭で分かったつもりでも体で分かっていないのです。

(例)

- 京都には、茶道・華道の家元等があり、初釜式や初生け式をはじめ伝統的な行事のために、全国から京都を訪れる方々との交流ができるとともに、日常的に日本の伝統文化に触れることができる
- 四季を感じさせる伝統行事や歳時記が生活に息づいている(かるた始め(1月)、流し雛(3月)、五山の送り火(8月)、をけら詣り(12月)等)
- 大学のまちである京都には、伝統工芸や茶華道等を学ぶことができる大学・各種学校があり、学ぶことに加えて、神社仏閣など実践できる場がまちなかに多くあるなど、伝統文化等を次世代に継承する人材育成の基盤がある

文化庁等機能の維持・向上のための京都の取組

- **文化庁等の事業を支援する産学公等で構成する体制の構築**
 - ・ 伝統産業体験プログラムや文化体験プログラム等エクスカーションの提供による文化発信に協力
 - ・ **ユネスコ世界文化遺産など地域資源を活用した国際会議等の開催協力**
(開催実績: STSフォーラム@清水寺・相国寺等、近畿ブロック知事会議@大覚寺、MICE振興のための二条城活用など) など

- **文化庁等との協働プロジェクトの実施**
 - ・ 「**日本文化財保存修復国際センター構想**」
文化資源の保存・修復、保存技術等を継承する人材育成、文化財を活用した地域づくりなどを担う総合拠点を設置する構想。
官民協力による文化財修復基金を創設
 - ・ **映画・映像産業を担う人材の育成** など

- **人的貢献**
 - ・ **文化庁等と府市等の連携を図るための職員を派遣**

【京都府の取組実績】

1 京都迎賓館関係	京都府、京都市、京都商工会議所等「平安建都千二百年記念協会」を設立し、京都迎賓館の京都建設を支援 内閣府(旧総理府)への職員派遣: 京都府(平成6年度～平成16年度)・・・京都迎賓館建設業務を支援 京都市(平成7年度～平成16年度)・・・京都迎賓館建設業務を支援 京都迎賓館設置後も、京都商工会議所から職員派遣(平成17年度～)
2 国立国会図書館関西館	国立国会図書館に京都府から職員派遣(平成7年度～): 関西館建設・開館、書物等移転業務を担当 ※平成14年10月の関西館開館後も、引き続き京都府から職員派遣

※その他、文化人・文化団体等との意見交換など文化政策向上のための取組を検討・実施

- **市有地や府有地も含め、京都市内の土地を提供**
- **移転を前提とした協議の中で、経費削減を国と検討**
- **文化庁等に府市から職員を派遣し、移転業務を支援**

文化と地方創生【文化芸術の振興に関する基本的な方針(H27.5.22閣議決定)抜粋】

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、**地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘**されている。

文化芸術、町並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術を起爆剤とする地方創生の実現を図る。

政治・経済の中に埋もれる文化【文化芸術立国の実現のための懇話会(H25.5.18、H25.5.25)委員からの指摘】

- (東京には)ほとんど江戸のまちの情緒は残っていない(都委員)
- 東京から発信する日本文化ではなく、地域の文化の活性化が大事(エバレット委員)
- 生活の知恵というのがまず文化の基層にあって、その上に今の芸術がつながっている(略)基層の部分(生活文化)がなくなってきているということは、今私たちの持っている世界に誇れる芸術文化というの、やがてはやせていってしまう(黛委員)

(参考) 公民連携による地元支援の取組事例

○ 京都迎賓館

- ・ 外務省と連携し、国公賓客の接遇時に京都らしいしつらえ、もてなしの企画・提案（接遇レイアウト案の作成、料理提供、伝統文化紹介の手配(呈茶、日本舞踊、能楽等)、通訳者手配、記念品手配、広報対応など）
- ・ 京都文化博物館、京都市美術館から四季折々の所蔵絵画を貸し出し
- ・ 京都迎賓館一般参観支援ボランティアの育成(H26:88名派遣)
- ・ 京都迎賓館PRツール(パンフレット等)の作成、配付

○ 科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム(STSフォーラム)

- ・ 科学技術分野における共通の価値観の確立に向け、科学技術の研究者だけでなく、世界中の政治家、経営者、ジャーナリストなどのオピニオン・リーダーが21世紀の科学技術の問題を議論し、世界規模の行動につなげていくことが期待(H16以降、年1回京都で開催)
- ・ H26実績:100カ国・地域より約1,000名参加
- ・ 清水寺、平等院、二条城等で歓迎レセプション、エクスカージョンを開催

(参考)文化庁等移転推進に関する協議会

○京都の産・官・学・文化の各界が、文化庁等の京都移転実現に向けて協議

文化庁等移転推進に関する協議会(平成27年7月29日設立)

(構成員)

京都府知事	山田 啓二
京都市長	門川 大作
京都商工会議所会頭	立石 義雄
(公財)京都文化財団理事長	荒巻 禎一
(公社)京都府観光連盟会長 (公社)京都市観光協会会長	柏原 康夫
(公財)京都文化交流コンベンションビューロー理事長	村田 純一
(公財)京都市音楽芸術文化振興財団理事長	長尾 真
(公財)京都市芸術文化協会理事長	近藤 誠一
(公財)大学コンソーシアム京都理事長	赤松 徹眞
(一社)京都経済同友会代表幹事	増田 寿幸 鈴木 順也
(株)京都新聞社代表取締役社長	黒田 清喜

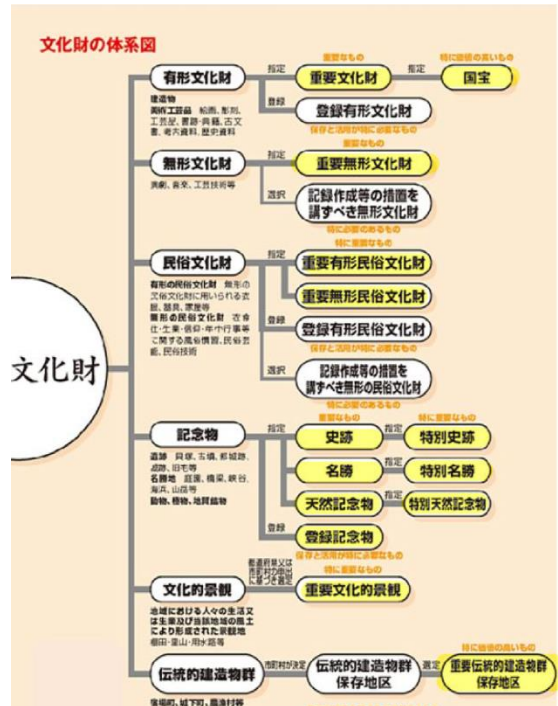
(顧問)

華道家元池坊次期家元	池坊 専好
京都日本画家協会理事長	上村 淳之
京都市立芸術大学名誉教授 国際日本文化研究センター顧問	梅原 猛
京都大学元総長 京都造形芸術大学学長	尾池 和夫
茶道裏千家前家元 ユネスコ親善大使	千 玄室
京都大学名誉教授 文部科学省第14・15期文化審議会委員	高橋 康夫
(公財)陽明文庫理事・文庫長	名和 修
京都工芸美術作家協会理事長	羽田 登
京都大学前総長 国立研究開発法人理化学研究所理事長	松本 紘
特定非営利活動法人日本料理アカデミー理事長	村田 吉弘
国際日本文化研究センター名誉教授	山折 哲雄
(公財)冷泉家時雨亭文庫常務理事	冷泉 貴実子

(参 考)

「文化財の集積状況は、分野ごとに異なる」について

<文化財の分野>



※黄色のマーク一部は、国指定文化財

<関東と関西における国指定文化財の集積状況の比較>

	国宝			重要文化財 (※1)		重要無形文化財 (※2)	
		うち建造物	うち美術工芸品		うち建造物	うち美術工芸品	
関東 (7都県)	322 (29.4%)	12 (5.4%)	310 (35.5%)	3,545 (27.2%)	273 (11.2%)	3,272 (30.8%)	59 (51.3%)
関西 (6府県)	601 (54.8%)	159 (71.6%)	442 (50.6%)	5,825 (44.6%)	1,028 (42.2%)	4,797 (45.2%)	20 (17.4%)

	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	史跡 (※3)	名勝 (※3)	天然記念物 (※3)
関東 (7都県)	23 (10.6%)	35 (12.1%)	263 (15.2%)	29 (8.1%)	73 (7.5%)
関西 (6府県)	22 (10.2%)	36 (12.4%)	383 (22.2%)	99 (27.7%)	76 (7.8%)


	重要文化的景観	重要伝統的建造物群保存地区
関東 (7都県)	1 (2.0%)	6 (5.5%)
関西 (6府県)	13 (26.0%)	19 (17.3%)

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む
 ※2 重要無形文化財の数字は、保持者人数
 ※3 史跡、名勝、天然記念物はそれぞれ、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物を含む
 出典：文化庁ホームページ公開資料(平成27年11月1日現在)

重要無形文化財を除き、関東より関西に集積

「移転のコストがかかる」について

1 転勤に係る影響

- ・地域手当
年▲15,486万円
- ・赴任旅費  +4,000万円
(扶養親族1人を想定、@40万×年100人で試算)

<地域手当減に伴う影響>
東京20%⇒京都10% 単位:千円

手当種別	H26予算	影響額
地域手当	199,474	99,737
扶養手当	28,521	2,377
期末手当	292,896	24,408
勤勉手当	164,861	13,738
超過勤務手当	175,151	14,596
合計影響額		154,856

※経過措置を含まない

2 庁舎

庁舎建設費は、過大ではなく、移転の可否を左右するものではない。加えて、移転後に霞が関近隣の民間ビルに入居する国機関等が移ることで年3億以上の支出を削減できる

(参考)

- 京都庁舎建設費試算額 年2,450万円
(@24.5万×5,000m²/50年)
- 文化庁公共施設等維持管理運営費 年9,507万円
- 原子力規制委員会土地建物賃料 年33,015万円

3 宿舎、住宅手当

※H26予算明細より

増加を想定する要素は、
持家の一般職のみ

持家等区分	人数
賃貸	65
宿舎又は持家	161
一般職合計	227

仮に持家40人の想定でも年間増は、最大1,296万円であり首都圏と比べ安価な宿舎用地確保により吸収可

4 出張旅費の増加及び移動時間のロス

国会業務に係る出張旅費は増加すると同時に関西圏への出張旅費についても減少。移動時間のロスについても同様

国会対応に係る出張旅費

- ・国会出席数：31件(H26)
- ・議連・党会議出席数：180件(H26)
- ⇒ 経費：211回⇒633万円



関西圏への出張に係る旅費

- ・高松塚古墳壁画修理監督等旅費だけでも
894万円(H26予算)

移転のコスト等は、移転を前提とした協議の中で精査が必要

国会の質問対応、対面レクの要求について

1 国会答弁

<国会答弁の状況> ※H26実績

	次長	審議官	文化部長	文化財部長	計
出席数	17	6	1	7	31
答弁数	136	8	1	4	149

(国会会議録検索システムより検索)

<特徴>

- ・答弁の大半は次長
- ・次長、審議官答弁の大半は著作権関連(計110回)
- ・答弁時期は3～5月(臨時国会があれば一部10～11月)に集中

2 議連や党の会議、対面レク

<議連や党の会議の対応状況>

- ・参加会議:文化庁事業に関連する議題の会議
- ・出席者:次長から係長まで様々
(特定役職による対応とは限らない)

(自民党政務調査会の例) ※H26実績

文部科学部会…12回/全80回

伝統文化調査会…4回/全4回

観光立国調査会…1回/全20回 他

※自民党HPの会議情報より文化庁関連議題を抽出

<対面レク>

- ・個別説明が求められるケース。質問取り

3 法改正

<文化庁関連法改正の状況> ※過去5年分

- ・著作権法の一部を改正する法律(H26.5.14)
 - ・著作権法の一部を改正する法律(H24.6.27)
 - ・展覧会における美術品損害の補償に関する法律(H23.4.4)
- (文部科学省HPより同省提出法案から検索)

<特徴>

- ・全3件のうち著作権法の改正が2件
 - ・残り1件についても短めの法案(全14条)
- ※この他文化庁関連の議員立法が3件、共管の法律の他省庁による改正案提出が1件

国会関係業務の詳細を踏まえれば、東京分室による対応(体制の詳細は国と地方で検討)やICTの活用により、十分対応可能であると考えられる

東京分室、ICTの活用等による対応の可能性を前向きに議論すべき